

時間帯別Aプラン定義書

2026年10月1日実施

京和ガス株式会社

目 次

1 . 用 語 の 定 義	1
2 . 適 用 条 件	2
3 . 契 約 の 締 結	2
4 . 使 用 量 の 算 定	3
5 . 料 金	3
6 . 割 引 制 度	3
7 . 需 給 契 約 の 補 償 料	4
8 . 名 義 の 変 更	5
9 . 契 約 の 変 更 ま た は 解 消	5
1 0 . 契 約 の 解 消 に 伴 う 契 約 中 途 解 消 補 償 料	6
1 1 . 割 引 の 精 算	7
1 2 . 設 置 確 認	7
1 3 . 本 支 管 工 事 費 の 精 算	7
1 4 . 緊 急 調 整 時 の 措 置	7
1 5 . そ の 他	8
付 則	
1 . 実 施 の 期 日	9
2 . 旧 ガ ス 料 金 プ ラ ン 定 義 書 に も と づ く ガ ス 使 用 契 約	9
(別 表)	
1 . 早 収 料 金 の 算 定 方 法	9
2 . 料 金 表 1	9
3 . 料 金 表 2	1 0

時間帯別 A プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

- (1)「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (2)「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (3)「最大需要期」とは、1 2 月検針分から 3 月検針分までの 4 か月間をいいます。
- (4)「契約最大需要月使用量」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (5)「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します(少数点以下切捨て)。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の 1 か月あたり平均契約使用量} \times 100}{\text{最大需要期の 1 か月あたり平均契約使用量}}$$

- (6)「定時」とは、最大需要期における毎日の午後 6 時から午後 9 時までをいいます。
- (7)「定時使用量」とは、各月における定時の使用量の合計をいいます。
- (8)「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受けるガスを使用する機器の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し 3.6 を乗じた値をいいます。
- (9)「業務用厨房機器」とは、エネルギー源に都市ガスを使用する消費機器のうち、業としての飲食物提供の目的で使用するレンジ等の熱調理器をいいます。
- (10)「低輻射型機器」とは、業務用厨房機器のうち、機器表面の輻射熱を空気断熱構造により抑制し、燃焼排熱を集中排気構造により排気するガス機器をいいます。
- (11)「スチームコンベクションオーブン」とは、業務用厨房機器のうち、蒸気発生装置と強制対流用送風機を備えたオーブンをいいます。

(12)「低輻射型ガス機器等」とは、低輻射型ガス機器、またはスチームコンベクションオーブンをいいます。

2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 最大需要期における各月の定時使用量が 1 か月間の使用量の 20%以下であること。
- (2) この選択約款の適用を受けるガス使用量を算定する専用ガスメーターを設置すること。
- (3) 契約年間負荷率が 75 パーセント以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じられる需要であること。

3. 契約の締結

- (1)お客さまは、この定義書にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。
- (2)お客さまは、新たにこの定義書にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものとします。

- ① 契約使用可能量
- ② 契約年間使用量
- ③ 契約最大需要月使用量
- ④ 契約月別使用量

- (3)契約期間は原則として 1 年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに 1 年間延長するもののし、以後これにならうものといたします。

4. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の定例検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

定時使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における定時使用量を算定いたします。

5. 料金

- (1)当社は、料金の支払いが、支払義務発生の翌日から起算して30日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したもの(以下「遅収料金」といいます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2)当社では、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3)お客さまの都合により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、その月の基本料金は(2)にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

6. 割引制度

- (1)この定義書を適用されているお客さまで、以下に定める適用条件を満たす場合には、当社が定める申し込み方法により、割引制度適用を当社に申し込むことができるものといたします。

涼厨割引

(適用条件)

低輻射型ガス機器等をご使用で、その定格入力合計が4キロワット以上であること。

- (2) 当社は、原則として当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から割引制度を適用いたします。なお申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。また、申し込みの承諾が使用開始日に先立って行われた場合には、使用開始日から割引制度を適用いたします。
- (3) 割引制度は、この定義書にもとづく契約が満了するまで適用するものとし、この定義書にもとづく契約が 5(3) 規定にもとづき継続される場合には、割引制度も継続されるものといたします。なお、この定義書にもとづく契約が終了した場合には、契約終了日をもって割引制度も終了いたします。
- (4) 当社は、割引制度を適用する場合、別表 3 を適用して割引額を算定いたします。
- (5) お客様が割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当社に割引制度の適用終了を申し出ていただきます。
- (6) お客様に割引制度適用に関する違反があった場合((1)に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)は、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。
- (7) (5) または (6) による申し出があった場合、申し出が相手方に到着した日以降最初の定例検針日をもって割引制度の適用を終了いたします。なお、申し出の到着した日と定例検針日が同日の場合は、申し出の到着した日をもって割引制度の適用を終了いたします。

7. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料、定時使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、端数の金額を切り捨てます。

(1) 年間負荷率未達補償料

お客様の実績年間負荷率〔(年間の 1 か月あたり平均実績使用量／最大需要期の 1 か月あたり平均実績使用量)×100 をいいます。以下同じ〕が、75 パーセント(小数点以下切捨て)に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約年度における} \\ \text{実績月間使用量および} \\ \text{各月の単位料金にもと} \\ \text{づいて算定した一般料} \\ \text{金プラン定義書料金} \\ \text{(早収料金)} \\ \text{相当額の合計額} \end{array} \right) \times 1.03 - \left(\begin{array}{l} \text{当該契約年度における} \\ \text{実績月間使用量および} \\ \text{各月の単位料金にもと} \\ \text{づいて算定した時間帯} \\ \text{A 契約料金(早収料金)} \\ \text{相当額の合計額} \end{array} \right)$$

(2) 定時使用量超過補償料

最大需要期のいずれかの月において、定時使用量が1ヶ月間の実績使用量の20パーセントを超えた場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度として定時使用量超過補償料といたします。

$$\text{定時使用量超過補償料} = \left(\begin{array}{l} \text{当該月の実績使用量お} \\ \text{よび単位料金にもとづ} \\ \text{いて算定した一般料金} \\ \text{プラン定義書料金(早} \\ \text{収料金)相当額} \end{array} \right) \times 1.03 - \left(\begin{array}{l} \text{当該月の実績使用量お} \\ \text{よび単位料金にもとづ} \\ \text{いて算定した時間帯A} \\ \text{契約料金(早収料金)} \\ \text{相当額} \end{array} \right)$$

8. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

9. 契約の変更または解消

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは小売約款の規定によりこの定義書が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合、
(2の適用条件を満たさなくなった場合及び7の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む) には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものとしたします。

10. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、9(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは9(2)の規定によるものでお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの定義書にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約途中解消補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

- (2) 新たにこの定義書にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量がそれまでの契約使用可能量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約途中解消補償料} = \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{前契約の} \\ \text{1ヵ月あ} \\ \text{たりの基} \\ \text{本料金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の} \\ \text{1ヵ月あ} \\ \text{たりの基} \\ \text{本料金} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月} \\ \text{から前契約終} \\ \text{了月までの残} \\ \text{存月数} \end{array} \right]$$

11. 割引の精算

すでに 6 に定める割引制度を適用されているお客さまで、6 (1)に定める適用条件を満たさないでガスをご使用されていた場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、割引制度の適用がない場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

12. 設置確認

- (1) 当社は、6 に定める割引制度を適用の場合は、その割引制度の適用を受ける機器の設置状況の変更等、6 (1)に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は 6 の割引制度の申し込みを承諾しない、またはすみやかに 6 の規定にもとづき割引制度適用を終了いたします。

- (2) 6 に定める割引制度を適用のお客さまが、その適用を受ける機器の一部または全部を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、取り外した機器によっては 6 の規定にもとづき割引制度を終了いたします。

13. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後 1 年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

14. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の 2 (1)および(2)の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、7 の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものいたします。

$$(1) \quad \frac{\text{定額基本料金}}{\text{割引額}} = \frac{\text{定額基本料金}}{\text{料 金}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

$$(2) \quad \frac{\text{流量基本料金}}{\text{割引額}} = \frac{\text{流量基本料金単価}}{\text{料 金単価}} \times \frac{\text{契約使用可能量}}{\text{可能量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}}$$

$$\times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

15. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この定義書（以下「本定義書」といいます。）は、2026年10月1日から実施いたします。

2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約

この定義書の実施以前にガス使用契約をされた方は、この定義書に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日の前日が属する月の翌月といたします。

（別表）

1. 早収料金の算定方法

(1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。ただし、6に定める割引制度の適用がなされていない、または(3)で算定した割引額が0円の場合は、料金は割引前料金額といたします。

(2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。

(3) 割引額は、割引前料金に別表3に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り上げたものといたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（1円未満の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1＋消費税）

2. 料金表 1

(1) 定額基本料金（消費税等相当額を含みます）

1 か月につき	1, 980. 00 円
---------	--------------

(2) 流量基本料金（消費税等相当額を含みます）

1 立方メートルにつき	8 5 8 . 0 0 円
-------------	---------------

(3) 基準単位料金（消費税等相当額を含みます）

1 立方メートルにつき	1 0 3 . 7 3 円
-------------	---------------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

3. 料金表 2

涼厨割引

割引率	5 パーセント
-----	---------